



日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

F A T S 統計 広義のサービス貿易に関する統計整備

山口英果*
eika.yamaguchi@boj.or.jp

日本銀行
〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

No.05-J-5
2005 年 4 月

* 国際局 国際収支統計担当

日本銀行ワーキングペーパーシリーズは、日本銀行員および外部研究者の研究成果をとりまとめたもので、内外の研究機関、研究者等の有識者から幅広くコメントを頂戴することを意図しています。ただし、論文の中で示された内容や意見は、日本銀行の公式見解を示すものではありません。

なお、ワーキングペーパーシリーズに対するご意見・ご質問や、掲載ファイルに関するお問い合わせは、執筆者までお寄せ下さい。

商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行情報サービス局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

フ ァ ッ ツ F A T S 統計

広義のサービス貿易に関する統計整備*

山口 英果**

2005年4月

要旨

FATS (Foreign Affiliates Trade in Services) 統計とは、多国籍企業の海外子会社等の活動全般を表す統計であり、居住者・非居住者概念に基づく国際収支統計を補完するものとして、注目を集めている。これは、多くの企業が、支店・子会社等を設立し他の経済圏にサービスを提供しているが、そうした支店・子会社は“所在国側の”居住者とみなされるため、現地でのサービスの提供が国際収支統計の枠外となるためである。米国は 1950 年代から、FATS 統計と同様のデータ収集を重ねているほか、Eurostat では、1990 年代後半から、共通の調査票を用いて EU 圏から FATS データを収集している。

わが国については、国際的に比較すると、FATS 統計は必ずしも充実していない。FATS 統計は、直接投資の効果や外資に対する参入障壁の影響を測るうえで有用な統計であり、その整備に向けて統計作成者にユーザーを加えた協議の場の設立が望まれる。

* 本稿の作成にあたっては、木村福成教授（慶應義塾大学）から貴重なコメントを頂いたほか、松永哲也氏（日本銀行国際局）、武田英俊氏（IMF）、萩野覚氏（日本銀行国際局）から丁寧なご指導を頂いた。和田麻衣子氏（日本銀行国際局）、大森徹氏（日本銀行調査統計局）、その他日本銀行国際局スタッフからも有益なコメントを頂いた。また、事実関係の確認にあたり、Michael Mann 氏（米商務省国際投資部経済分析局）、Maria Borga 氏（同）、市川彰氏（経済産業省調査統計部）の助力を得た。この場を借りて深く感謝の意を表したい。もちろん、本稿のありうべき誤りはすべて筆者に属するものである。本稿で示された見解は筆者個人のものであり、日本銀行、国際局のものではない。

** 日本銀行国際局（E-mail: eika.yamaguchi@boj.or.jp）

1. FATS 統計の概要

近年、輸送手段や通信手段の発達、各国の規制緩和、多国籍企業の活動等により、クロスボーダーの財・サービス・資本の取引は活発化している。このうちサービス取引については、従来非貿易財と考えられていたほか、財の価格からの分離が困難¹なことから、クロスボーダー取引について十分な統計的把握ができていない。一方、貿易交渉者等の統計利用者からは、ウルグアイ・ラウンド以降²、サービス貿易に関する詳細な³データの必要性が指摘されている。

国際サービス貿易統計インターエイジェンシー・タスクフォース⁴は、上記のような問題意識に基づき、サービス貿易統計の整備を目指して「国際サービス貿易統計マニュアル」(*Manual on Statistics of International Trade in Services*; 以下サービス貿易マニュアル⁵と略)を 2002 年末に出版した。サービス貿易マニュアルには、「国際収支ベースのサービス貿易データの詳細化」、および「海外子会社等の活動全般を表す統計の作成」といった、IMF 国際収支マニュアル第 5 版 (*IMF Balance of Payments Manual 5th Edition* <BPM5>、以下国際収支マニュアル)では十分カバーされていない視点が盛り込まれている。これらの視点は、各々、拡大国際収支サービス分類(*Extended Balance of Payments in Services*、以下 EBOPS)分類⁶、FATS

¹ 例えば、CIF 建ての輸入価格からサービス(運賃・保険料)を推計する目的で、各国とも推計を利用。

² ウルグアイ・ラウンド(1986年)により、貿易交渉の対象範囲は大きく拡大し、サービス(第三次産業)を含むこととなった。その結果、「ガット=関税貿易一般協定」(GATT=General Agreement on Tariffs and Trade)と並立する「ガッツ=サービス貿易一般協定」(GATS=General Agreement on Trade in Services)が作成された。

³ WTO のサービス領域分類リスト(GNS/W/120)によると、サービスは大きく 12 分野に分類される(1 ビジネス、2 通信、3 建設、4 流通、5 教育、6 環境、7 金融、8 保険、9 観光、10 娯楽、11 運送、12 その他)。更に、個々の項目が 3~9 の中項目にブレイクダウンされ、分野によっては更に細分化された分類も存在。

⁴ タスクフォースは国連統計委員会の委任のもと設立。議長を務める OECD に加え、IMF、UNSD、UNCTAD、WTO、Eurostat(欧州委員会統計局)の 6 国際機関、及び各国コンサルタントから構成される。

⁵ <http://unstats.un.org/unsd/tradeserv/manual.asp> より、英・露・中・西語のファイナル公表版、及びアラビア・仏語のドラフト版の入手が可能。日本語版は、財団法人国際貿易投資研究所が第 1~3 章の仮訳を出版している(2003 年 6 月)。

⁶ EBOPS 分類は、国際収支マニュアルにおけるサービス生産物分類を更にブレイクダウンしたものの。国際収支マニュアルについては現在、関係国際機関や各国統計作成当局の間で改訂作業が行われており、サービス貿易分野では、EBOPS 分類を参照としつつ新たなサービス分類が策定される予定。国際収支マニュアルの改訂は、93SNA(*System of National Accounts 1993*)の改訂と並行的に作業が進められ、両体系とも 2008 年完成を目途としている。詳細は *Revision of the Balance of Payments*

統計として実現されることが想定されている。このうち、本稿で取り上げるのは後者の FATS 統計である。

サービス貿易マニュアルでは、FATS 統計を以下のように定義し、FATS 指標として、売上、雇用、付加価値、財・サービスの輸出入、企業数の作成をとりわけ推奨している。

(パラグラフ 4.2) In the present *Manual*, statistics describing the overall operations of affiliates are termed “foreign affiliates trade in services statistics”, or “FATS statistics”. Consonant with the *Manual’s* theme and purpose, its recommendations for compiling these statistics have been designed and presented with services in mind. However, except for the particular activity and product breakdowns suggested, most of the recommendations are equally applicable to goods or services and may be considered in developing a generalized framework for statistics on affiliate operations.

欧米主要国では FATS 統計に関心が高い。米国では 1950 年時点から FATS と目的を同じくする統計⁷を作成している。また、EU では欧州委員会統計局が主導し、各加盟国からの FATS 統計収集に向けて議論を重ねている⁸。この間、OECD 等の国際機関でも FATS と目的を同じくするデータの収集を試みてきた⁹。

2 . サービス貿易の 4 形態

まず、国際収支統計のサービス貿易と、サービス貿易マニュアル策定に大きく影響した多角的貿易交渉で想定するサービス貿易の違いについて整理する。すなわち、国際収支統計で定義するサービス貿易は、居住者¹⁰・非居住者間取引である。これに対

Manual, Fifth Edition (Annotated Outline) (IMF 統計局、2004 年 4 月) を参照。

⁷ *Statistics on Multinational Companies*

⁸ データ収集手法・公表形態についての検討は Joint Working Group “FATS” が担当。

⁹ たとえば OECD Economic Globalisation Group は *Multinational Enterprise Statistics* (通称 MNE 統計) と呼称し、*Measuring globalisation: the role of Multinationals in OECD economies* として出版。一方、UNCTAD は *Statistics of TNCs Operations* と呼称し、*World Investment Report* において、Eurostat は *publication in the Statistics in focus series, and in the New Cronos reference database* において公表している。

¹⁰ 国際収支マニュアルでは「ある制度単位(個人や企業等)が、ある国の経済領域内に経済利益の中

し、WTO 協定では、国際収支概念よりも広いサービス貿易を想定したうえで、こうした広義のサービス貿易を、下表のとおり 4 つの「供給様態」(mode of supply) に分類している。

(図表 1) サービス貿易の 4 モード

類型	内容	カバーする統計
モード 1	国際供給 Cross Border Supply (生産者・消費者が移動せず、サービスそのものが国境をまたぐケース) ----- 典型例：電話で外国のコンサルタントを利用する場合、外国のカタログ通信販売を利用する場合など	国際収支マニュアル: 輸送 (例外あり)、通信サービス、保険サービス、金融サービス、特許等使用料、(コンピューター・情報サービス、その他営利業務、文化・興行サービス) の各々一部
モード 2	国外での消費 Consumption Abroad (サービスの消費者のみが移動するケース) ----- 典型例：外国の会議施設を使って会議を行う場合、外国で船舶・航空機などの修理をする場合など	国際収支マニュアル: 旅行 (旅行者が購入する財を除く)、外国港湾における輸送手段の修理 (財貨)、輸送の一部 (外国港湾における輸送業者への補助サービス ¹¹)
モード 3	商業拠点の越境 Commercial Presence (サービスの生産者である企業が移動するケース) ----- 典型例：海外支店を通じた金融サービス、海外現地法人が提供する流通・運輸サービスなど	FATS: FATS 統計、ICFA ¹² 分類 国際収支マニュアル: 建設サービスの一部
モード 4	個人の越境 Presence of Natural Persons (サービスの生産者である個人が移動するケース) ----- 典型例：招聘外国人アーティストによる娯楽サービス、外国人の短期滞在による保守・修理サービスなど	国際収支マニュアル: (コンピューター・情報サービス、その他営利業務、文化・興行サービス、建設サービス) の各々一部 FATS (追加項目): 外国にある関連企業の雇用量 国際収支マニュアル (追加項目): 労働関連フロー その他

心をもつ場合、その制度単位は居住者である」とし、さらに経済利益の中心をもつかどうかは、「その国内に住居、生産場所、又はその他の土地・建物を有し、基本的に 1 年以上継続的に生活または生産活動を行っていること」を基準としている。

一方、わが国の国際収支統計は外国為替及び外国貿易法 (以下外為法) に基づく報告書をデータソースとしているため、居住者の定義も外為法に準拠している。外為法では行政上のニーズも兼ね、国際収支マニュアルの所謂「1 年ルール」よりも細かい期間の基準を定めている (外為法 6 条 1 項 5、6 号、大蔵省運用通達昭和 55 年 11 月 29 日蔵国第 4672 号「外国為替法令の解釈及び運用について」参照)。

¹¹ 港湾使用料、荷役費、水先案内人使用料等。

¹² ISIC Categories for Foreign Affiliates . 次ページで詳述 (脚注 14 参照)。

上記のサービス貿易マニュアルの想定するサービス貿易のモードのうち、モード1（通信による情報やデータの移動等）、モード2（観光旅行目的の人の移動等）、モード4（弁護士や技術者、企業内人員の移動等）については、国際収支統計によってカバーされている。これに対し、モード3、すなわちサービスの生産者である企業が国境を跨ぐ「商業拠点の越境」については、国際収支統計上、海外に設立された子会社・支店等が所在国側の居住者とみなされることから、建設サービスに係るものを除いて国際収支統計ではカバーされないこととなる。例えば、本邦企業が海外で現地生産のうえ非居住者に販売した財・サービスは「外 - 外」取引となるため日本の輸出にはカウントされず、同様に外資系企業が日本でサービス・財を生産し、これを日本の居住者が購入しても「内 - 内」取引となるため日本の輸入にはカウントされない。

こうした状況下、モード3のサービス貿易を明らかにするためには、海外子会社・支店等の活動を明らかにする FATS 統計が必要不可欠となる。

建設サービスについては、モード3に属するにもかかわらず国際収支統計に計上される。これは、短期の建設プロジェクトを実行する非法人形態の現地事務所について、このような形態の事務所が提供するサービスを認識せず、非居住者である建設会社によるサービスの提供とみなしているため。

3 . F A T S 統計の位置付け

FATS 統計とは多国籍企業の海外子会社等の活動全般を表し得る統計であるが、サービス貿易マニュアルではサービスのみ焦点が当てられている。サービスは非保存性（nonstorability）、無形性（intangibility）、生産/消費の同時性（simultaneity）、近接性（proximity）といった特質から非貿易財としての性質が強く、サービス業企業が外国のマーケットに参入する際には、現地に設立した子会社・支店等を活用することが一般的である。こうした活動拠点の所在国での企業行動・サービスの輸出入が把握されないことが、サービス業企業に焦点を当てて FATS 統計を整備しようとする動きにつながったものと考えられる。

サービス貿易マニュアルにおける FATS の定義の中で、特定の活動や生産物の細分化（particular activity and product breakdowns）が提案されているが、活動の分類として国際標準産業分類（ISIC¹³）をサービス業についてさらにブレイクダウンした ICFA（ISIC

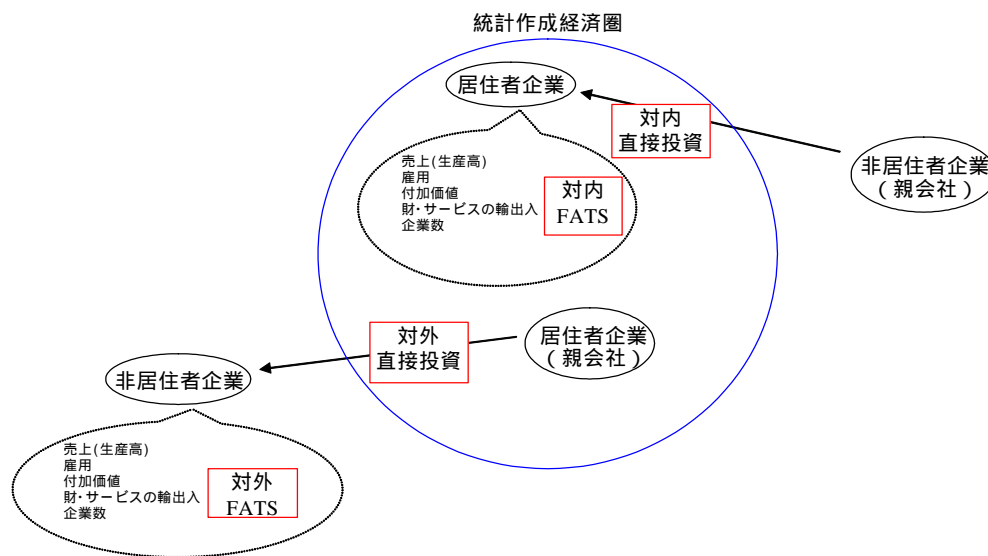
¹³ ISIC（International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）は国連主導

Categories for Foreign Affiliates)¹⁴を用い、また、生産物分類として EBOPS 分類を用いることが想定されている。

一方、FATS は直接投資関連データとして捉えることも可能である。直接投資は、「ある国の居住者（直接投資家）が、他の国にある企業（直接投資企業¹⁵）に対して永続的権益の取得を目的として行う投資」のフローやストックを示す統計である。FATS が示す外国企業の現地子会社 / 支店の売上・付加価値・雇用といった指標は、直接投資の受入国における経済効果を端的に示すものであり、直接投資の経済波及効果の検証を可能にするなどの面で直接投資データを補完¹⁶し、またその価値を高めるものといえる。

FATS は直接投資同様、対内 FATS、対外 FATS に区別され、対内直接投資、対外直接投資と合わせてみることによって、対内直接投資、対外直接投資が投資受入国においてどのような経済的効果をもたらしたかを把握することが可能となる（下表参照）。

（図表 2）概念図



により開発された産業分類。

¹⁴ 輸送、金融、法務・会計等の多様なサービス業種では、ISIC（中分類が2桁に該当）を3桁あるいは4桁レベルまでブレイクダウンしたコードを適用。75、95、99を除く全ISIC分類が含まれる（サービス貿易マニュアル 64 - 66 ページ参照）。

¹⁵ 直接投資ベンチマーク第3版（OECD Benchmark Definition of Foreign Direct Investment, 3rd Edition）及びIMF国際収支マニュアル第5版では、直接投資企業を「法人または非法人企業で、他の経済圏の居住者である直接投資家が、普通株または議決権の10%以上（投資先が法人企業の場合）を所有する、あるいはこれに相当する（投資先が非法人企業の場合）企業」として定義し、所謂“10%基準”を用いている。

¹⁶ 厳密には、前述の10%基準を用いる直接投資と、過半数基準（脚注37参照）を用いるFATS統計とは対象範囲が完全に重なるものではない。

上記のような FATS 統計の位置付けに鑑みると、その作成は以下のようなメリットがあると考えられる。

FATS 統計データ（雇用・売上・付加価値等）を直接投資統計と合わせてみることによって、直接投資の実体経済への影響を定量的に把握することができる。

例えば、海外投資ファンドによる日本企業への資本参加・買収および経営再建後の売却等について、その是非を議論する気運が高まっているが、そうした投資の実体経済への真の影響を、感情論を排除しつつ見極めることができる。

FATS 統計の付加価値を直接投資残高と組み合わせることで、直接投資の収益性等について、定量的な把握が容易になる。

FATS 統計の諸データを組み合わせることで、外資系企業と国内企業のパフォーマンス比較が可能になり、参入障壁、国内産業保護政策の有効性を検証するにあたり、有用なデータが提供されることとなる。

上記の点に加えて、FATS 統計が統一された業種分類を用いることから、データの国際比較が容易となる。すなわち、FATS は ISIC や ICFA 分類といった国際的に適用される産業分類に基づくものであるため、データの国際比較が可能となる。特にサービス業は、世界的には直接投資の約 3 分の 2 を占める¹⁷一方、参入規制や外国企業に対する障壁が数多く存在する¹⁸分野であり、国際比較を業種別に行う意義が高い。

ただし、FATS 統計と直接投資データとを合わせてみるためには、両者の枠組みについて、以下のような整合性を図る必要がある。

FATS への製造業の取組み

特に、直接投資の受入国における経済効果を示すにあたっては、サービス業のみならず製造業にも焦点を当てることが適当である。この点、欧州の一部では FATS を Foreign Affiliates Trade in Services ではなく、Foreign Affiliates Trade Statistics の意で用いるといったように、すでにサービス業に限定しない概念とし

¹⁷ 2001～2002 年の対内直接投資フロー合計に占める比率（UNCTAD（2004））。

¹⁸ 例えばわが国では、輸送、通信、放送、保険業種は外為法以外の個別業法により許認可が必要とされている。

て FATS という用語が用いられている¹⁹。

最終投資家²⁰の把握

FATS 統計は最終投資家の国籍に焦点を当てるのに対し、投資額（フロー・ストック）に焦点を当てる直接投資²¹では、投資が持株会社や特別目的会社を通じて行われた時に、最終投資家を把握することが困難となるケースが少なくない。この点、直接投資データについても、その効果の把握という観点から、持株会社や特別目的会社を見透かした形で最終投資家の国籍を示して行こうとの議論が進められており、そうした情報が得られれば、FATS 統計と直接投資データを合わせて見る意義が一層高まると考えられる。

4 . わが国での類似統計整備の現状

わが国では、FATS 統計は作成・公表されていないが、対内 FATS 統計の一部指標については、総務省の「事業所・企業統計調査」を利用することが可能。また、FATS に非常に近いわが国独自のミクロ調査として、経済産業省の「海外事業活動動向調査」、「外資系企業動向調査」、東洋経済新報社の「海外進出企業総覧」、「外資系企業総覧」等が存在する。これらについて、各々の長所・短所を整理すると、下表のとおりである。

¹⁹ また、サービス貿易マニュアルにも、以下のような記述がある。Because FATS as used in the present *Manual* stands for foreign affiliates trade in *services*, it might be expected that FATS statistics should cover producers of services only. However, the *Manual* recommends that producers of goods be covered as well (パラグラフ 4.25)。

²⁰ 企業連鎖の始めに位置し、他者によって過半数所有されていない。従って、直接の出資会社（企業連鎖の中でのもっとも近い外資法人）とは異なる場合がある（詳細はサービス貿易マニュアル BOX.8 参照）。

²¹ 直接投資項目における「資産」と「負債」の区分は、直接投資家の居住性によってなされる。すなわち、直接投資家が居住者である場合は「対外直接投資」（資産）、直接投資家が非居住者である場合は「対内直接投資」（負債）に計上する。

(図表 3) わが国の F A T S 類似調査

	メリット	デメリット
総務省調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定統計調査（回答義務あり）であり、かつカバレッジが高い²²（図表 4 (e)参照）。 ・ 事業所レベルを対象とするため、企業レベル調査に比して、雇員人数・事業所数について比較の実態に近いデータが得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高、付加価値等のデータがカバーされない。 ・ 調査頻度が少なく²³、対内 FATS に応用した場合、時系列データが不十分²⁴。 ・ 対外 FATS には応用不可。
経済産業省調査 ²⁵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、調査が実施されているうえ、30 年以上の時系列データが入手可能²⁶。 ・ 対外の間接出資先²⁷も調査対象に含めている。 ・ 親子会社間取引²⁸もカバー。 ・ 調査項目が詳細²⁹であり、モード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融・保険・不動産業が調査対象から除かれている³¹。 ・ 承認統計調査³²（回答義務なし）であり回答率が相対的に低い（図表 4 (e)参照）。 ・ 対内調査では最終投資家が考慮されていない。

²² 「事業所・企業統計調査」は、わが国の事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く、すべての事業所が調査の対象。

²³ 5 年ごとの調査（調査から 3 年目に当たる年には簡易調査）。

²⁴ 外国資本比率は 1996 年から、親会社（出資比率 50%以上）の名称・所在地は 2001 年から調査項目に追加された。

²⁵ 直接投資統計（ストック・再投資収益）の基礎データとして用いられている「対外直接投資に係る外国法人の内部留保等に関する報告書」（別紙様式第 50、51）・「対内直接投資等に係る本邦の会社の内部留保等に関する報告書」（別紙様式第 52）は、各々、経済産業省の「海外事業活動動向調査」・「外資系企業動向調査」と同種のデータを、国際収支マニュアルに合致した定義により年次ベースで収集。

²⁶ 経済産業省は「外資系企業動向調査」（対内 FATS に相当）を 1967 年から、「海外事業活動動向調査」（対外 FATS に相当）を 1970 年度から毎年実施している。更に、調査項目を詳細にした「海外事業活動基本調査」を 1980 年度から 3 年に一度実施。

²⁷ 日本側出資比率が 50%超の海外子会社が 50%超の出資を行っている外国法人。こうした孫会社については、1987 年度調査から対象に含めている。

²⁸ 通関する財貨のほか、配当・ロイヤリティを調査。

²⁹ 研究開発費・資金調達状況・給与総額のほか、当期内部留保額・年度末内部留保残高、ストックオプション制度の導入状況（対内のみ）、広告宣伝費（対外のみ）等。

³⁰ 対内調査では、外国親企業から出向又は派遣されている、常勤役員、管理職、従業員及び派遣社員の人数・比率が、対内調査では、1 年以上当該現地法人へ日本側から派遣されている役員数・管理者数・従業員数の人数・比率が把握可能。

³¹ 対外調査の対象業種・業種分類単位は親企業に依るため、日本の本社が所有する海外現地法人については、金融・保険・不動産業も含まれている（図表 4 対外 FATS(c)参照）。

³² 統計報告調整法第 4 条第 1 項に基づく承認。調査内容が統計目的以外の徴税事務等に利用されることはない。

	3のみならずモード4関連データ ³⁰ も入手可能。	
東洋経済調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的な親会社（直接的な出資会社と異なる場合もある）を把握可能。 ・ 対外的間接出資先も調査対象に含めている。 ・ 時系列データが入手可能³³ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対内調査では売上高、付加価値等のデータがカバーされていない。 ・ リスト（総覧）として編集されているため、（特に対内調査において）集計値が少ない。

上表の通り、経済産業省調査は、調査頻度・項目・集計レベルの点で FATS 統計に最も近いものである。OECD（Eurostat も共同）の FATS 統計年次調査に対しても、わが国からは経済産業省が、inward FATS 調査に「外資系企業動向調査」データを、outward FATS 調査に「海外事業活動動向調査」データを利用して、他省庁統計と合わせ加工のうえ、回答している。

因みに上記 OECD 調査を基にした Measuring Globalisation 指標を活用する際には、諸外国の「サービス業」データと、日本の「サービス業」データの比較には注意が必要。これは、OECD が定義する「サービス業」が国際標準産業分類（ISIC）上の第一次産業・建設業以外の非製造業すべて³⁴を指すのに対し、日本標準産業分類（JSIC、1993 改訂）での大分類「L サービス業」は狭義のサービスを指し、他のサービス大分類（運輸・通信業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業）を含まないため。もっとも JSIC については 2002 年に改訂が行われ、現行では ISIC との比較可能性が格段に向上している³⁵。比較可能性向上の一例として、2002 年改訂 JSIC では情報通信業³⁶が大分類として新設され、他方 ISIC においても、2002 年の一部見直しにより、補助分類として Information sector が新設された。

同省調査が以下のような課題を解決すれば、FATS 類似統計としての有用性がさらに高まると思われる。

金融・保険・不動産業が含まれていないこと。

対内調査において最終投資家を調査していないこと。

³³ 2003 年の「海外現地法人調査」は第 33 回目。

³⁴ 表章分類 G～Q（中分類 50～99）が該当。

³⁵ 改訂前 JSIC では、「L サービス業」に全産業の事業所数・従業者数の約 4 分の 1 が集中し、各種経済活動が混在していた。こうした問題意識から、「L サービス業」から産業規模の大きい「医療、福祉」、「教育、学習支援業」が分離され、新設の大分類と位置付けられた。

³⁶ 通信業、情報サービス業、インターネット付帯サービス業等、5 つの中分類から構成される。

一方、対外調査においては間接出資先をも対象とすることで、現地法人からみて日本企業が最終投資家となるケースがカバーされている点、評価できる。

対内では資本参加比率 3 分の 1 超、対外では同 10%以上の基準を用いていること（FATS 基準では、サービス貿易マニュアルが米国慣例に従って採用した過半数基準³⁷が推奨されている）

FATS 調査対象については、過半数基準では対象が狭すぎるため、10%を単一の投資家が保有する場合も含めるべきとの統計ユーザーの見方や、3 分の 1 超を境界値とする分析³⁸も存在。一方、一つの子会社の業績を複数の親会社が報告し統計のダブルカウントとなるケースを避ける観点からは、過半数基準の履行が有用と考えられる。

一方、総務省調査からは対内 FATS に関連した正確な雇用人数が把握できるが、売上・付加価値・輸出入等が調査されていないことから、その有用性には限界がある。東洋経済調査については、統計としての集計は一部項目に限られ、むしろリストとしての利用に適したものである。

なお、総務省調査、経済産業省調査、東洋経済調査の概要と、サービス貿易マニュアル中の FATS 基準、および米国の FATS 相当統計を比較すると下表の通り。

³⁷ サービス貿易マニュアルは、コントロールについての主観的判断の排除、個別ケース毎に統計作成者が投資の本質を吟味する労力の軽減、GATS のオーナーシップ定義に合致すること等を理由に、客観的な過半数基準を採用している（パラグラフ 4.20）。

³⁸ 深尾・天野（2004）では、以下の 2 つの理由により、外国人・企業の出資比率が 3 分の 1 を超える日本企業を外資系企業とみなしている。外資出資比率 10%を境界値とすると、外国企業が直接経営に参加していない多くの日本企業を外資系とみなしてしまう恐れがあること、商法に定められた重要事項（定款の変更、会社の合併・分割、営業譲渡、第三者に対する新株の有利発行、取締役・監査役の解任、会社の組織変更等）について、株主総会の特別決議は発行済み株式数の過半数にあたる株主の出席とその議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数決により成立するため、3 分の 1 超の所有は重要事項に対する拒否権を持つことを意味する点で重要であること。

(図表 4) F A T S 基準・わが国類似統計 (~)・米国統計の比較³⁹

対内 F A T S

	サービス貿易マニュアル中で推奨される FATS 基準	総務省	経済産業省	東洋経済新報社	米商務省国際投資部経済分析局 ⁴⁰
	対内 FATS	「事業所・企業統計調査」集計結果	「外資系企業動向調査」	「外資系企業総覧」	
(a)調査対象	<p>直接投資家（または連携した投資家集団）が普通株ないし議決権の過半数を所有するすべての企業（過半数基準）</p> <p>しかし、以下の理由から明確な推奨はなし⁴¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーナーシップ概念について国際的なコンセンサスがないこと ・対象をサービス企業に限るか否かについても、未だ意見の一致がないこと 	<p>各種統計調査の母集団情報を提供するために作成。</p> <p>カバレッジは比較的高く、また、外資比率 10% 超、33.4% 超、50% 超のいずれも集計可。</p>	<p>外国投資家が株式又は持分の 3 分の 1 超を所有している企業。</p> <p>外国投資家の株式又は持分が 3 分の 1 を超えた事由（新規設立・M & A 等）・時期も調査対象。</p>	<p>原則として資本金 5,000 万円以上でかつ外資比率が 49% 以上の企業（「主要企業編」）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、株式公開企業や主要企業は上記の基準以外も含める。 ・銀行、証券等では海外の企業の在日支店を含む。 	<p>外資比率 50% 超の企業。</p>
		<p>売上・付加価値等）は調査対象外。</p>	<p>金融・保険・不動産は対象外。</p>	<p>売上・付加価値等は調査対象外。</p>	<p>過去、銀行は対象外⁴²（保険は含む）。</p>

³⁹ 表中の ~ は公表出版物、及び深尾・天野（2004）を参考とした。

⁴⁰ Bureau of Economic Analysis (BEA), International Investment Division, U.S. Department of Commerce

⁴¹ サービス貿易マニュアル（パラグラフ 4.16）では、以下のように記述している。Methodological antecedents for FATS statistics are much less well developed than those for trade between residents and non-residents, where the transactions to be covered are clearly indicated by BPM5. The conventions with respect to residence found in BPM5 and the 1993 SNA can provide clear guidance on the residence of enterprises and the present *Manual* recommends that they be followed without exception, but no internationally agreed ownership concept exists that was designed specifically with FATS statistics in mind. Nor is there agreement on the types of firms to be covered and, specifically, on whether the statistics should cover all producers or only producers of services.

⁴² 2002 年対内直接投資ベンチマークサーベイにおいて、外資系銀行の米国所在 affiliates のサービス売上を初めて調査。本年の *Survey of Current Business*（10月号）中で推計値を公表の予定。

(b)調査単位	企業レベル、ないし事業所レベル ⁴³	事業所または企業	事業所を含まない企業レベル	事業所を含まない企業レベル	企業レベル (5年毎に事業所レベル調査)
(c)業種分類単位	“primary activity”による(サービス貿易マニュアル(4.39))。親会社、あるいは子会社等に依るべきかについては言及なし ⁴⁴ 。	事業所・企業	現地法人	調査・取材のうえ、編集部で判断。親会社がメーカーでも日本国内に工場を持たない場合は、原則として卸売としている。	現地法人(すなわち子会社側の業種に依り判断)
(d)業種分類基準	国際標準産業分類(ISIC)	日本標準産業分類(JSIC)	日本標準産業分類(JSIC)に準拠した分類表	東洋経済の独自基準による。	北米産業分類体系(NAICS ⁴⁵)
(e)回答率		指定統計のため回答義務あり。	回答義務がなく相対的に低い。 2003年10月調査では53.8%(2,341/4,350社)。	不明。	回答義務あり(各項目の回答率は非集計対象)。
(f)親企業の国籍	最終投資家	直接の出資会社	直接の出資会社	海外の実質的な親企業の国籍。直接の出資会社と異なる場合もある。	最終投資家

⁴³ 総資産等の財務指標は企業レベルの方が得られやすいが、産業分類は事業所レベルの方が判断しやすく、両者に一長一短がある。このため、現行のサービス貿易マニュアルではどちらも推奨しない立場(パラグラフ 4.27 参照)。

⁴⁴ 因みに直接投資の場合も、OECD 直接投資ベンチマーク第3版は「直接投資企業は、可能であれば、投資受入国での産業活動及び直接投資家の産業活動の双方により分析されることを推奨する」(パラグラフ 49)と中立的な立場。それぞれにメリットがあり、業種を直接投資家(資金の出し手)側で判断する場合は国内の資金余剰主体・現地生産がコスト上輸出よりも優位な主体の分析等、直接投資企業(資金の受け手)側で判断する場合は規制業種への波及効果分析等が考えられる。

⁴⁵ NAICS (North American Industry Classification System) は北米自由貿易地域の3か国(米・カナダ・メキシコ)が共同開発。1997年の導入時には、国際標準産業分類(ISIC)との2桁(中分類)レベルでの比較可能性の向上が図られた。

対外 F A T S

	サービス貿易マニユアル中の FATS 基準	46	経済産業省	東洋経済新報社	米商務省国際投資部経済分析局
	対外 FATS		「海外事業活動動向調査」	「海外進出企業総覧」	
(a)調査対象	<p>直接投資家（または連携した投資家集団）が普通株ないし議決権の過半数を所有するすべての企業（過半数基準）</p> <p>しかし、以下の理由から明確な推奨はなし⁴¹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーナーシップ概念について国際的なコンセンサスがなないこと ・対象をサービス企業に限るか否かについても、未だ意見の一致がないこと 		<p>海外に現地法人を有するわが国企業。現地法人とは、海外子会社（日本側出資比率が10%以上の外国法人）と、海外孫会社（日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人）の総称。</p>	<p>日本企業の出資比率が合計で10%以上（現地法人を通じた間接出資を含む）の日系現地法人。海外に支店・駐在員事務所を持つ日本企業。</p>	<p>米企業の出資比率50%超の企業。</p>
			金融・保険・不動産業は対象外。		過去、銀行は対象外 ⁴⁷ （保険は含む）。
(b)調査単位	企業レベル、ないし事業所レベル ⁴³		事業所を含まない企業レベル	集計レベルは項目毎に異なる。	企業レベル
(c)業種分類単位	“primary activity”による（サービス貿易マニユアル（4.39））。親会社、あるいは子会社等どちらに依るべきかについては言及なし ⁴⁴ 。		親会社（したがって調査対象の海外現地法人には金融不動産業も含まれる）	現地法人（すなわち子会社側の業種に依り判断）	現地法人（すなわち子会社側の業種に依り判断）
(d)業種分類基準	国際標準産業分類（ISIC）		日本標準産業分類（JSIC）に準拠した分類表	東洋経済の独自基準による。	北米産業分類体系（NAICS）
(e)回答率			<p>回答義務がなく相対的に低い。</p> <p>2004年7月調査では64.9%（2,636/4,060社）。</p>	約54%（2003年11月）。	回答義務あり（各項目の回答率は非集計対象）。

46 総務省調査は対内側 FATS にのみ適用可能。

47 2004年対外直接投資ベンチマークサーベイにおいて、米系銀行の海外所在 affiliates のサービス売上を初めて調査。速報推計値は2006年公表の予定。

5 . F A T S 統計に対する今後の取組み

日本銀行では、これまで、直接投資データやサービス貿易データを含む国際収支統計を作成してきたが、FATS 統計の作成については、クロスボーダー取引に該当しないことから、国際収支統計の枠組みの中で作成ができるか、また、外為法に基づく報告の中で FATS 統計の基礎データを入手できるか否かについては、議論のあるところである。一方、前述のように、わが国では長年に亘り FATS に類似する統計が官庁等により作成されてきており、それらの統計を拡充させることによって、FATS 統計の整備を進める方法が最も近道であるように思われる。その際、経済産業省の「外資系企業動向調査」、「海外事業活動動向調査」が有用と考えられるが、所掌外の金融・保険・不動産はカバーされていない。企業活動のクロスボーダー化が進展する中で、FATS 統計を整備することの重要性は一段と高まっている。これを踏まえると、今後、各種 FATS 関連統計の作成者にユーザーを加えた協議の場が設けられることが望まれる。

以 上

参考文献

- United Nations, European commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations Conference on Trade and Development and World Trade Organization (2002) *Manual on Statistics of International Trade in Services* : United Nations Publications
- Statistics in focus, Theme 4-15/2004, (2004) “Foreign-controlled enterprises in high-tech manufacturing and services” Eurostat
- Statistics in focus, Theme 4-21/2004, (2004) “Characteristics of foreign-controlled enterprises” Eurostat
- Ralph H.Kozlow (2004) “An Overview of U.S. Bureau of Economic Analysis Statistics on Multinational Companies” U.S. Bureau of Economic Analysis Washington, D.C.
- Obie G. Whichard (2003) “Measuring Globalization: The Experience of the United States of America” U.S. Bureau of Economic Analysis Washington, D.C.
- Frediric Boccara and Francois Renard (2003) “FATS statistics: Multinational enterprises, the globalization process & BoP data (lessons from the French experience)”
- Banque de France (2002) “FATS: Overview of Work in Progress in France” (BOPCOM-02/39) Fifteenth Meeting of the IMF Committee on Balance of Payments Statistics
- Julian Arkell (2002) “STATS on FATS! Statistics on Foreign Affiliates Trade in Services The new international standard”
- Obie G. Whichard (1998) “The statistics corner: an ownership-based supplement to the U.S. balance of payments account”
- Fukunari Kimura and Robert E. Baldwin (1996) “Application of Nationality-Adjusted Net Sales and Value Added Framework: The Case of Japan,” National Bureau of Economic Research Working Paper 5670
- United Nations Conference on Trade and Development (2004) “World Investment

Report 2004 "The Shift Towards Services" United Nations

木村福成 (2000) 『国際経済学入門』 日本評論社

外務省経済局サービス貿易室編 (1998) 『1998年版 WTO サービス貿易一般協定 最新の動向と各国の約束』 日本国際問題研究所

高瀬保 (1995) 『増補 ガットとウルグアイ・ラウンド』 東洋経済新報社

深尾京司・天野倫文 (2004) 『対日直接投資と日本経済』 日本経済新聞社

ニコラス・E・ベネシュ、朝倉秀俊 (2004) 「対日直接投資：再生の鍵 - 2004年 優先政策提言 - 」 対日直接投資委員会

徳井丞次 (2004) 「外資参入による生産性スピルオーバー効果はどのような産業で起こるのか」 High-Stat Discussion Paper Series No.20

サービス産業におけるイノベーションと生産性 (OECD "Innovation and Productivity in Services" の全訳) (2002) 日本経済調査協議会

浅羽良昌 (2002) 「サービス大国への挑戦 斜陽製造王国のゆくえ」 ミネルヴァ書房

和田麻衣子、大西浩一郎 (2003) 「国際収支統計、対外資産負債残高における直接投資の統計上の扱いについて」 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

日本銀行国際収支統計研究会 (2000) 「入門国際収支」 東洋経済新報社